

きずな

KIZUNA

人権クエスチョンvol.9

性のあり方は 男女だけ?



01 少しでも考えよう「ことばの重み」..... 2

桂 枝女太さん(吉本興業株式会社・落語家)

02 認知症の「新しい常識」を合言葉に、
自分らしく生きられるまちを、ともに 3

永田 久美子さん(認知症介護研究・研修東京センター 副センター長兼研究部長)

03 心身を健康に過ごすために～「動物との関わり」
による高齢者への支援や福祉～ 4

山本 真理子さん(帝京科学大学 生命環境学部アニマルサイエンス学科 講師)

04 性的マイノリティの難民を考える 5

工藤 晴子さん(ヨーク大学難民研究センター 客員研究員/
神戸大学大学院国際文化学研究科 准教授)

令和5年度人権に関する県民意識調査結果に
見る性的マイノリティについての意識 6・7

岡邑 衛さん(千里金蘭大学栄養学部栄養学科 准教授)

05 多様な性を「認めるべきか」
「認めないべきか」という議論に出会ったら 8

柳 淳也さん(京都大学経営管理大学院 特定講師)

06 伝統文化に受け継がれる価値観 9

太田垣 亘世さん(尼崎えびす神社 宮司)

連載「国際社会と人権(9)気候変動と人権」 10

望月 康恵さん(関西学院大学法学部 教授)

ふれあいサロン 11

情報ぷらざ 12





少しだけ考えよう「ことばの重み」

吉本興業株式会社
落語家

かつら しめた

桂 枝女太さん

1958年7月15日生まれ。大阪府豊中市出身。1977年1月、高校3年生在学中に桂小文枝(のちの五代目桂文枝)に入門。天満天神繁昌亭や神戸新開地喜楽館に定期的に出演。また言葉にまつわる講演会を全国の自治体や学校などで展開中。落語家の草野球チーム「モッチャリーズ」監督。公益社団法人上方落語協会理事。



Q 落語家になったきっかけを教えてください。

A 中学生の頃、クラスのお別れ会で演じたのが最初。落語好きの友達に無理やりさせられました。まったくウケず、二度と落語など聞きたくもないと思ったのですが、学校の行き帰りにその友達から毎日落語を聞かされ、そのうちにハマってしまいプロを目指しました。

親が高校だけは行けというので、オチ研のある学校を探して落語家になるために高校へ行きました。私の落語の基礎はこの高校時代にできたと思っています。

Q 「ことば」を使う上で気をつけていることはありますか。

A とにかく相手の嫌がりそうな言葉は使わない。舞台上で不特定多数の前で話すときは、少しでも他人が聞いて不快に感じる言葉は使わない。ただ時々失敗もします。以前、息子のパートナーのご両親がうちに来られて、若い頃の写真を見せてもらったのですが、お母さんがあまりにも美人だったので「若い頃は綺麗やったんですね」と言ってえらい怒られました。もちろん洒落で爆笑になって終わりましたがこれは大失敗でした。ネタではなく実話ですよ。

Q 元気づけられた「ことば」のエピソードがあれば教えてください。

A 落語家になって1年ぐらいたった頃でした。将来が不安になり、辞めよう、今ならまだやり直せると思

ったことがあります。オチ研時代の先輩に相談すると「そうか、おまえがそう決めたんなら仕方ないことやけど……惜しいなあ。上方落語界の大きな損失になると思うで」。もちろんベンチャラというか引き留めるための方便だとはわかっていますが、こんな嬉しい言葉はありませんでした。いま思えばこれぞ言葉のチカラですね。

Q 人権問題と「ことば」について、どのように考えているか教えてください。

A さまざまな人権問題に通底しているのが「言葉」です。「女のくせに」「年寄りのくせに」「芸人のくせに」などなど。これらを「女性」「高齢者」「芸能人」と言い換えたところで、「～のくせに」という気持ちで使ってしまうと結局差別用語になってしまいます。「～のくせに」。この言葉に少し気を付けるだけで相当の人権侵害を防ぐことができます。ほんの小さいことですが、誰にでもできることだと思います。

Q 最後に、読者に向けてメッセージをお願いします。

A 人生の中でさまざまな揉め事や、他人との軋轢あつれきのうち、半分ぐらいは少し言葉の使い方に気を付けるだけで無くなると思います。もちろん他の半分は言葉だけではどうしようもないのですが、人生の中で揉め事が半分になればすごく楽な人生が送れると思います。

古来、日本人は言葉には力があること、魂が宿っていることを知っていました。「言霊」です。少しだけ気を付けて、綺麗な言葉を使うように心がけることで必ず人生が変わります。



02

話してくれたのはこの方!



認知症の「新しい常識」を合言葉に、自分らしく生きられるまちを、ともに

認知症介護研究・
研修東京センター
副センター長兼研究部長
ながた くみこ
永田 久美子さん

新潟県出身。千葉大学大学院看護学研究科修了。学生時代から認知症の人と家族を支援する活動と研究を続けてきている。東京都老人総合研究所を経て2000年より現所属。認知症本人の発信と社会参画の推進、本人の声を起点にした人材・チーム育成、地域の風土や文化に根差したともに生きるまちづくりに取り組む。

古い常識の殻を破り始めた認知症の本人たち

認知症になると、何もわからなくなる、自分らしく暮らせない、迷惑をかける、恥ずかしくて隠す、暗く深刻、そんな絶望的な考え方が、認知症の常識（認知症観）として社会に広がっていました。それが近年、大きく変わりつつあります。

常識を変える推進力になっているのが、認知症を経験している本人です。「認知症があっても、できることがたくさんあるよ」、「一回きりの人生、落ち込んでるのはもったいない、どんどん外に出て楽しんでます」、「世話になる一方じゃなく、地域の人や子どもたちに役立つ活動に参加して、面白い毎日です」、「認知症になって、かえって仲間や味方が増えた。家族だけに頼らずによくなって、自分も家族も楽になった」などなど、希望をもって自分らしく暮らしていけるという新しい常識を、自らの声と姿でリアルに伝えてくれる本人が全国で急増中です（JDWGホームページ参照[※]）。本人たちの発信は、次に続くことになるかもしれない私たちに大きな示唆と勇気を与えてくれます。

新しい常識を広げ、希望の良循環を

これまで認知症の問題とされてきたことの多くは、病気のせいというより、社会に根深く残る古い常識によって、本人が生きる力や可能性をくじかれ、存在不安や混乱、自信や自立の低下に拍車がかかり、家族や専門職などの負担も雪だるまのように膨む悪循環により生まれた社会的問題です。支援を増やしたり、ITなど先端技術を導入したりしても、古い常識のままでは悪循環が強まる一方です。

新しい常識をみんなの当たり前にし、悪循環に陥らずに希望の良循環の流れをつくることが全てのまちで急がれます。

基本法を活かし、自分らしく生きられるまちを、ともに

認知症に関する医療や介護、地域支援、住まい、お金などの課題が山積みになっており、部分的な対応だけでは限界にきています。国は今年1月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を施行しました。本人の基本的人権を全ての取り組みの基盤とし、古い常識や縦割りを抜本的に変え、認知症があってもなくても、ともに自分らしく生きていく社会づくりが本格的に始動します。本人が参画する自治体独自の話し合いや計画づくりも始まっています。

人は認知症になっても素晴らしい個性と底力を秘めています。基本法を機に、古い常識から解放され、人間性や可能性を大切にしたい、もっと楽しく暮らしていけるまちをともにつくる、その新たなスタートラインに私たちは立っています。

[※]JDWG:一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ
(<http://www.jdwg.org/>)

information

認知症とともに生きる希望宣言

- ①自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
- ②自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
- ③私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。
- ④自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
- ⑤認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。



話してくれたのはこの方!



心身を健康に過ごすために ～「動物との関わり」による 高齢者への支援や福祉～

帝京科学大学
生命環境学部
アニマルサイエンス学科
講師

やまもと まりこ
山本 真理子さん

2011年麻布大学大学院博士後期課程修了(学術博士)。2011年～2015年カリフォルニア大学デービス校博士研究員を経て、2015年帝京科学大学アニマルサイエンス学科助教に着任(現在、講師)。専門は動物人間関係学、介在動物学で、人の医療や福祉等の場面で活躍する動物(補助犬、付添犬、セラピーアニマル)と人の関わりについて研究している。

動物との関わりによりもたらされるもの

人とのつながりの希薄さは、人の健康にも影響を与えるものであり、社会的交流が少ないことは、肥満や喫煙と同様に健康に悪影響を与える要因であるといわれています。人とのつながりが以前より希薄になっている日本において、「人と動物の関わり」は、高齢者のより良い暮らしの一助となる可能性を持っています。

1980年代以降、動物との関わりは、人の心身への健康に良い効果をもたらすことが報告されてきました。日本では高齢者を対象にした調査により、犬猫を飼育し世話をしていることが、生存日数の延伸に関わっていること(星と望月, 2016)、犬の飼育者の方が非飼育者よりも認知症の発症リスクが40%低いこと(Taniguchiら, 2023a)、ペット(犬猫、その他の動物を含む)飼育者の介護費が非飼育者の約半額に抑えられていること(Taniguchiら, 2023b)など、**動物との関わりが、高齢者の健康によい影響を与えている**ことが示されています。これらは動物との関わりにより、直接的、間接的にもたらされる主観的健康度の向上、身体活動の増進、人との交流の促進によるものと考えられています。

アニマル・セラピーとは

施設に入居する高齢者やデイケアを利用する高齢者に対する動物との関わりは、動物介在活動という形で提供されています。いわゆる「アニマル・セラピー」として知られているものです。福祉の専門家と動物の専門家やボランティアが協働し、高齢者のQOLの向上、動機づけ、レクリエーションなどを目的に、トレーニングを受けた適性のある動

物との関わりが提供されています。アニマル・セラピーもペット飼育と同様に、高齢者に精神的、身体的、社会的な効果をもたらすことがわかっています。

アニマル・セラピーの場面では、**普段は会話の少ない方や部屋からあまり出てこない方が、自ら動物のいる場所に出てきて、過去に飼っていた犬や猫のこと、仕事で関わっていた馬のことなどを話してくれることも珍しくありません。**動物は、柔らかな毛並み、温もり、息づかい、匂い、動きなど、人の感覚を刺激する様々な要素を持っています。高齢者は、笑みを浮かべ、そのような動物に自然と手を伸ばし、なでようとします。動物を中心に会話が生まれ、笑い声も聞こえます。動物は高齢者の生活の一場面を華やかにしてくれる存在となっているのです。

自分らしく生き生きと

自分の好きなことに囲まれ、自分らしい生活をいくつになっても続けられることは、人の健康や福祉にとって好ましいことです。動物を飼育した経験や、飼育せずとも動物と関わった経験のある高齢者はとても多いです。自分らしく生き生きと暮らすための一つの形として、動物の飼育やアニマル・セラピーなど、**高齢者が動物と関わり続けられる環境を社会全体で整えていくことが望まれます。**

〈参考文献〉

星旦二, 望月友美子. (2016) 我が国の高齢者における犬猫飼育と二年後累積生存率. 社会医学研究, 33(1), 99-109.

Taniguchi Y., Seino S., Ikeuchi T., Hata T., Shinkai S., et al. (2023a) Protective effects of dog ownership against the onset of disabling dementia in older community-dwelling Japanese: A longitudinal study. Preventive Medicine Reports, 36, 102465.

Taniguchi Y., Yokoyama Y., Ikeuchi T., Mitsutake S., Murayama H., et al. (2023b) Pet ownership-related differences in medical and long-term care costs among community-dwelling older Japanese. PLOS ONE 18(1): e0277049.



話してくれたのはこの方!



性的マイノリティの難民を考える

ヨーク大学難民研究センター
客員研究員／神戸大学大学院
国際文化学研究科准教授
くどう はるか
工藤 晴子さん

国連難民高等弁務官事務所にて難民支援に携わる。現在は人の国際移動や人道支援とセクシュアリティの規範の関わりの研究に取り組む。著作に『難民とセクシュアリティ—アメリカにおける性的マイノリティの包摂と排除』（明石書店、2022年）など。

グローバルな難民問題と日本

安全に生活できる場所を求め、国境を越えて移動する人々を「難民」と呼びます。難民の人々が多く発生する状況や、かれらを受け入れる、もしくは規制しようとする取り組みや政策は、グローバルな問題として位置付けられています。日本では1980年代のインドシナ難民の到来をきっかけに、受け入れが制度化されました。国際的な基準と日本における難民の処遇の乖離^{かいり}や、今年6月に施行された改正入管法の問題などについて、市民社会は声をあげてきました。

性的マイノリティの難民

ところで、「難民」と聞いてどのような人々をイメージするでしょうか。報道などでは、シリア、アフガニスタン、ウクライナ、パレスチナなど、出身国を基にした集団として扱われることが多いですが、人が移動する背景や要因は多様にあります。難民の中には、性的マイノリティとして、つまり、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなどであることを理由に迫害を受け、他国に移動する人々がいます。オランダ、カナダ、米国などでは1990年代から性的マイノリティは難民として認定されてきました。現在ではそうした人々の保護は、国際社会の重要な課題として認識されています。難民支援に関わる国際機関やNGO*は、性的マイノリティの保護やニーズに特化した取り組みも行っています。

難民保護と日本社会の規範

性的マイノリティの難民の人々は日本にもいますが、出入国在留管理庁に認定された事例が確認できるのは2018年以降です。最近では、2023年にウガンダ出身のレズビアン女性、今年に北アフリカ出身のゲイ男性の訴えが、

どちらも大阪地裁で認められました。こうした人々の移動が教えてくれるのは、「異性愛規範」（世の中には男性か女性しかおらず、親密な関係は異性同士の間にはしかありえない、そうでなければ異常であるという考え方）がもつ暴力性です。この異性愛規範は、日本においても婚姻、税制、入国管理などの様々な制度や日常の社会関係の中に浸透しています。今年6月には、カナダで日本人のレズビアンカップルが難民として認定されたことを朝日新聞が報じました。日本での性的マイノリティ女性としての被差別経験の積み重ねが、このカップルに移動の選択を迫ったのではないのでしょうか。難民問題を考えることは、国外で起きていることに目を向けること、国内の難民保護について考えることであり、同時に、私たちがどのような社会に生きているのかを捉え直すきっかけとなるでしょう。

※NGO(nongovernmental organization)……非政府組織(民間人や民間団体のつくる機構・組織)。国内・国際の両方がある。

information

特定非営利活動法人 RAFIQ (ラフィック)

関西在住の難民のための法的・生活支援、市民啓発、政策提言を実施するNPO法人です。活動は市民ボランティアによって展開されています。2023年3月と今年7月に大阪地裁で判決の出た、性的マイノリティの難民の方々へも継続して支援をおこなってきました。



令和5年度人権に関する 県民意識調査結果に見る 性的マイノリティについての意識

千里金蘭大学栄養学部
栄養学科 准教授

おかむら えい
岡邑 衛さん

千里金蘭大学学修・キャリア総合支援センター副センター長。専門は教育社会学、教師教育、生徒指導、特別活動。私立高校で教員経験後、大阪大学大学院人間科学研究科博士課程後期修了。教師の成長を中心に研究。趣味は管楽器(トロンボーン)演奏。



今回で6回目となる本調査では、「インターネットを悪用した人権侵害」および「LGBTQなどの性的マイノリティに関する人権問題」について新たに項目を設け、県民の皆さんの意識調査を実施しました。前者については本誌7・8月号にて報告しました。今回は「LGBTQなどの性的マイノリティに関する人権問題」についての結果の一部をご紹介します。なお、「LGBTQなどの性的マイノリティ」とは、同性愛者、両性愛者、体と心の性が一致しない人や性自認が明確でない人など、多様でありながら数的には少数の人々のことを指しています。

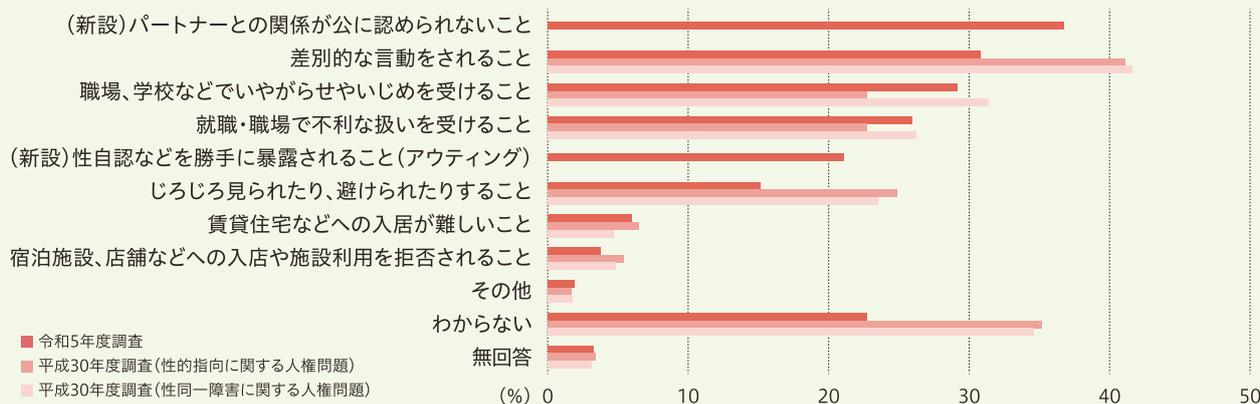
「パートナーとの関係が 公に認められない」に 最も高い関心

「LGBTQなどの性的マイノリティに関し、あなたは現在、特にどのような人権問題が起きていると思われませんか」という問いに対し、今回の調査でもっとも多く選択された項目は図1のように「パートナーとの関係が公に認められないこと」でした(37.2%)。現在、日本では、同性間の婚姻は法的に認められていません。しかし、今回のアンケートの結果からは、そのことが人権上の問題であると捉えている県民が一定数

いることが推測できます。

令和6年3月14日、札幌高等裁判所が同性同士の結婚を認めない規定は憲法に違反するとの判決を出しました。判決文(要旨)には「同性愛者に対しては婚姻を定めているにもかかわらず、同性愛者に対しては婚姻を許していないことは、現時点においては、合理的な根拠を欠くものであって差別的取扱いであるとあります。同判決文(要約)には、半数を超える国民が同性婚を容認しているという意識調査の結果も示されていることから、今回の判決には、国民の意識の変化も反映されていると考えられます(なお、兵庫県では令和6年4月より「兵庫県パートナーシップ制度」がスタートしています。詳しくは本誌5・6月号でも紹介しています)。

図1 LGBTQなどの性的マイノリティに関し、あなたは現在、特にどのような人権問題が起きていると思われませんか



「わからない」という問題

このように LGBTQ などの性的マイノリティに関する人権問題についての関心は高まりつつあるように思われますが、今回の結果を見て悩ましいのは「わからない」と回答した人が多いことです。本調査では、「〇〇に関し、あなたは現在、特にどのような人権問題が起きていると思われますか」などの質問をします。〇〇には、「女性」「子ども」などが入ります。選択肢には様々な事柄とともに「わからない」というものがあります。図2のグラフは、上述の「〇〇」に入るそれぞれの人権問題(例「女性の人権問題」)について「わからない」と回答した回答者の割合です。

図2から、性的少数者についての人権問題については、約4～5人に1人は何が問題か、またどのような問題が起きているのか「わからない」と回答しているということです。過去の調査結果と比較した際、10ポイント程度、「わからない」と答えた人の割合は減っているものの(図1)、「日本に暮らす外国人」「部落差別」に並んで、残念ながら性的少数者についての人権問題も、意識や理解をされていない問題と言わざるをえません。

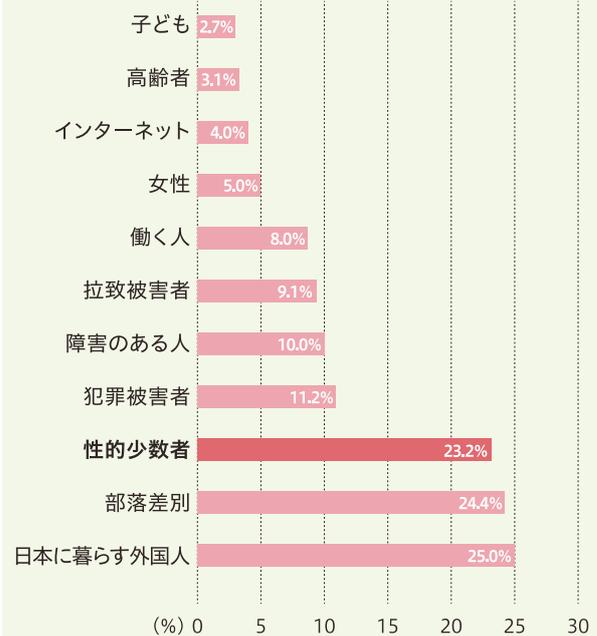
年代、性別による認識の違い

ただし、意識や理解の程度は年代や性別によっても違いがあることが本調査ではわかっています。まず、性別による違いです。性的マイノリティに関する人権問題について、「わからない」と答えたのは男性が27.5%であるのに対し、女性は20.4%(差7.1ポイント)で、より多くの男性が「わからない」と答えています。また、前述の「パートナーとの関係が公に認められない」ことについて、問題だと考える女性は41.9%であるのに対し、男性は31.6%に留まり、約10ポイントもの差があることがわかっています。

次に、年齢による違いです。「わからない」と回答した割合は、18～29歳は7.8%であるのに対し、70歳以上では39.8%と高く、年代が上がるにつれて、どのような問題が起きているのか「わからない」と回答する割合が高くなる傾向があります。また、同様に「パートナーとの関係が公に認められない」ことについて、問題だと考える18～29歳は45.6%、30～39歳は54.5%であるのに対し、70歳以上は25.5%に留まり、約20～30ポイントもの差がありました。

図3は年代別、性別に「わからない」と答えた人の割合を示したグラフです。年代については、年代が高いほど値が高いことが確認できますが、男女間の差は、年代が低くなるにしたがって大きくなる傾向があることがわかります。ただし、これらはあくまで傾向を示しているにすぎず、「高齢者だから」

図2 それぞれの人権上の問題について「わからない」と回答した者の割合



「男性だから」性的マイノリティについての認識が低いとレッテルを貼らないように注意しなければなりません。

最後に性的マイノリティの人権問題の解決方法について問いました。その結果、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を進めること」が最も多く選択されました(54.0%)。とても大切な視点だと思います。しかし、「正しい理解」とは一体なんでしょうか。同性婚に関する高裁の違憲判決が物語るように、「正しさ」は時代や場所により変わります。自分が考える「正しさ」を常に問い直しつつ、まずは、目の前の人の「生きにくさ」に寄り添い、一人ひとりの人権や人格が尊重される関係性を身近なところから紡いでいくことを心掛けたいと思います。

図3 性的少数者についての人権問題に「わからない」と回答した者の割合(年代別)



(参考・引用文献)

ハフポスト「【判決要旨全文】札幌高裁が「違憲」と判断した理由は？」

(結婚の平等裁判) (令和6年3月14日)

(https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_65f17930e4b01707c6d2759b)



「人権に関する県民意識調査」
調査結果はこちら



話してくれたのはこの方!



多様な性を「認めるべきか」「認めないべきか」という議論に出会ったら

京都大学経営管理大学院
特定講師

やなぎじゅんや

柳 淳也さん

大阪市立大学経営学研究科前期博士課程・後期博士課程修了。博士(経営学)。2014年に任意団体を設立し、関西を中心に子どもや教職員、自治体、企業向けにLGBTQを含むダイバーシティ研修を幅広く手掛ける。著作に『揺さぶる経営学：LGBTQから問い直す企業の生産性』(中央経済社)がある。

LGBTQは、社会に認められないときからここにいた

私は、ゲイの当事者として、研究者として、各地の学校現場でLGBTQについての教育・起業や行政の研修などを行っています。最近では、すっかり世間でも広く知られるようになったLGBTQという言葉ですが、研修をしていても、どうもこうした言葉だけが独り歩きしてしまっている感が否めません。自分ごととして、あるいは自分のすぐ隣にいる人の現実の問題だと捉えることができている人は、意外と少ない印象を受けています。

改めて用語を解説すると、LGBTQとは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別で生きる・生きたい人)、クィア/クエショニング(非規範的な性で生きる人/定まっていない人)の頭文字から成る言葉で、多様な性を伴う生き方の在り方を意味しています。他にも、性的な欲望や関心を持たない人、人を好きにならない人、性別の軸で好きになる対象が決まらない人など、様々な人がいます。

こうした多様な性の在り方についての名前(アイデンティティ)は、社会で排除されてきたマイノリティの個人が、仲間を見つけて、共に偏見に立ち向かうために名付け、世界に広まってきました。社会の側が知らなかったり、認められなかったりした時代においても、国や文化によって様々な呼称で(あるいは、そうした呼称がなかったとしても、少なくとも、「当たり前」とは異なる性で生きようと望む)人たちは存在していました。

認めるべきかを、議論するのは誰?

LGBTQの話になると、「LGBTQを認めるべきか」という議論をしたがる人が一定数出てきて、私はそうした声に対して反論することに疲弊しています。議論の論点設定そのものが差別的なわけです。認めるべきかどうかを議論したがる人たちは、あたかも自分には、LGBTQの生殺与奪の権利があるかのような前提で議論をするのです。自分はLGBTQよりも偉くて、LGBTQの存在を認めてやるかどうかは、俺様次第だとでも言わんばかりです。

これからも一緒に生きていく

しかし、すでに私たちは同じ町に生きています。例えば、私は男性のパートナーとともに一緒に暮らしています。ほかにも、ゲイの友人から精子提供を受けて、子育てをしているレズビアン・カップルの知人もいます。さらには、戸籍を変更していないトランスジェンダーのゲイ男性と、別のゲイ男性が婚姻制度を利用し、結婚している事例もあります。

そんな私たちはもう同じスーパーマーケットで買い物をして、同じ道路を歩いて、同じ学校に子どもが行き、同じ駅の改札を抜けているのです。それは今に始まったことではありません。社会がマイノリティの私たちの存在を認めようが認めまいが、ずいぶん前から、ずっと行われてきた営みです。

もしあなたが、知人との会話やSNSや、どこかで、多様な性を「認めるべきか」「認めないべきか」という議論に出会ったら、すでに多様な人々と共に生きていることを思い出してください。そして、その事実を前提に、これから私たちみんなが、さらによりよく生きていける道を探る方へと想像力を働かせてください。



06

話してくれたのはこの方!



伝統文化に受け継がれる価値観

尼崎えびす神社
宮司

おたがき のぶよ
太田垣 亘世さん

尼崎市教育委員、NPO法人尼崎市国際交流協会理事長。立命館大学卒業、國學院大學(神職養成コース)修了、神戸大学大学院修士課程修了。外資系航空会社の客室乗務員として香港にて生活。退職後、尼崎えびす神社に奉職。国連NGO組織に所属し、ニューヨークにて神道文化を紹介。現在、大学や自治体主催による「観光」「日本文化」「マナー」「神道」等の講義や講演を行う。

アイデンティティに潜む差別

神職という仕事に就いて20年以上が経ちました。以前は、外資系航空会社の客室乗務員として海外に住み、様々な国籍を持つ同僚たちと世界の空を飛んでいました。ここでは、自ら人種的マイノリティを肌で感じたり、文化や価値観の違いを日々経験したりすることで、「日本人」としてのアイデンティティを強く意識するようになりました。アイデンティティは、自分の生き方を明確にしてくれるのと同時に、自分と異なるものとの区別から成るので、差別意識も潜んでいることは否めません。日本の伝統文化である神道は、日本人の暮らしの中から生まれた祭祀儀礼や人生儀礼を中心とした信仰であり、日本人のアイデンティティ形成に重要な役割を担っていると思われまます。神道から日本社会に根深くある差別を考えたいと思います。

伝統を守ることは正義!?

神道の歴史を振り返ってみると、時代のニーズによって変容してきたことが分かります。私はこの神社の寛容な特質を重要視し、今日のグローバル時代における神道のあり方を模索してきました。近年、同性婚やLGBTQについての課題が顕在している中、昨年、同性同士の結婚式を執り行いました。多くの神社は、同性同士の婚儀は神道の伝統にそぐわないという理由で依頼を受け入れなかったようです。このことは、「伝統」はどこまで通用するかという物議を呼びました。

神社は共同体の中で発展してきたため、神道にとって「家族」がこれまで重要な単位でした。性的マイノリティ当事者は家庭を、さらに言えば、人生儀礼、伝統文化を消滅させるという価値観が存在しています。また神道は、古事記

と密接な関係にあり、その内容が示すように、人間的基盤は性差であり、男女両性が補い合うことが共同体にとって重要で、使命だと考えられてきました。それらは、神道の長い歴史の中で培われた正当性であり、伝統を守ることに繋がっています。人々が、伝統や文化によって無意識に共有している「当たり前」が、マジョリティの特権となり、マイノリティは苦しい状況下に置かれます。

鳥居という境界線

時代の変化とともに、世界の伝統や宗教のあり方も変わってきました。家族の形を含め、多様化する人の生き方に寄り添った神道的伝統のあり方を再考することが重要だと考えます。

文化的背景によって形成される個人のアイデンティティも、時代や環境の変化や人との関わりの中で常に更新していくことが、自分の中にある差別意識を超えられるための道筋になると信じています。

神社の鳥居は、社会のマジョリティとマイノリティを区別する境界線ではありません。日本の神々、文化に親しみや敬意を持つ全ての人にくぐる権利があるはずで



尼崎えびす神社で行われた異文化理解の一環のための「巫女体験」の様子
(尼崎市姉妹都市ドイツ・アウクスブルグ市青年使節団)



国際社会と人権

Vol.09

現在、理解がますます求められる「人権」について、国際機構論を専門とする望月先生と考えてみましょう。

今回のテーマ

気候変動と人権

もちづき やすえ

関西学院大学法学部 教授 望月 康恵さん

関西学院大学法学部教授、前人権教育研究室室長。専門は国際法・国際機構論。著書に『新国際人権入門—SDGs時代における展開』（共著）、『移行期正義—国際社会における正義の追及』（単著）など。



気候変動が私たちの日常生活に影響を及ぼすことが指摘されています。人間の活動は地球温暖化を引き起こし、干ばつにより水不足が生じたり、海面上昇によって領土が沈没したりする国も懸念されます。気候変動の影響について人権の視点から考えてみましょう。

気候変動は、あらゆる人間の生命と生活に作用することから生命権や健康権、住居の権利、食料の権利、水の権利、衛生の権利など、基本的な人権に関わります。とくに子どもや女性、先住民族など、**構造的に差別的な状況にある人は、気候変動の影響を受けやすい**といわれます。

2023年に、子どもの権利委員会（子どもの権利条約に基づいて設立され、国による同条約の実施状況を監視する機関）は、「気候変動に関する一般的意見26」を公表しました。一般的意見とは条約条文の内容に関する権威ある指針です。この一般的意見の作成には、日本を含む121か国の子どもたちから16,000件を超える意見が寄せられました。

一般的意見は、**気候変動が子どもの権利と関係すること**を明確に述べます。差別の禁止（子どもの権利条約2条）、子どもの最善の利益（3条）、意見を表明する権利（12条）、表現の自由（13条）、結社および集会の自由（15条）、情報へのアクセス（13条、17条）、暴力からの自由（19条）、最高水準の健康

を享受する権利（24条）、社会保障と十分な生活水準を享受する権利（26、27条）、教育の権利（28、29条）、先住民族の子どもと少数者集団の子どもへの権利（30条）、休息と余暇についての権利（31条）などが、気候変動との関連において注目されます。

一般的意見はまた国家の義務について確認します。**国家は、子どもの権利を尊重し保護し実現するために、安全で清潔、健康的、持続可能な環境を確保することが求められます。**国家は環境のリスクや、それに伴う権利侵害から子どもを守るために予防措置を講じ、危害を緩和し、効果的な救済措置を提供する義務を負います。さらに一般的意見は世代間公平の原則と将来の世代の利益について強調します。国家は、現在の行為の結果として生じる、予見可能な環境関連の脅威に対して責任を負いますが、環境への行為の影響は、何年も顕在化しない可能性があること、したがって現在は影響が明らかではない事象に対しても注意を払うことが留意されます。

人権の視点から気候変動について考えることは、脆弱な立場にいる人に注意を払いながら、人の権利の保護と促進に向けて国家が具体的な義務と責任を担い、即座に行動する必要性を確認することにつながります。

知ってる？

きずなの
きっかけ

人権啓発映画

“パリのちいさなオーケストラ”

貧富や性別の差に負けずに努力し続ける

あらすじ 貧富の差にかかわらず誰もがクラシック音楽を楽しめるよう、パリ市内の音楽院に通う上流家庭の生徒たちと移民の多い郊外の友人をまとめ、垣根をこえたオーケストラ《ディヴェルティメント》を結成した指揮者ザイア・ジウアニ。その実話に基づく物語です。

アルジェリア系移民で郊外に暮らすザイア。指揮者になる夢に近づくため、双子の妹フェットウマとともにパリの名門音楽院へ編入します。周りは高級楽器を携えた富裕層のエリートばかり。出自をからかわれたり、女性だという理由で指揮の講義を受けられなかったりするなか道を切り拓いていきます。

現在も女性の指揮者は全体の6%だそうです。一途に仕事や夢に取り組むことが宿命として許容されてきた男性中心の夢追い物語。その陰で女性に押しつけられてきた現実の重さ、本作には込められています。

監督・脚本 / マリー＝カステイーユ・マンシヨン＝シャール
出演 / ウーヤラ・アマムラ 他
2022年 / フランス / 114分 / 9月20日からシネリーブル神戸で公開



●お問い合わせ
☎078(334)2126

©Easy Tiger / Estello Films / France 2 Cinéma

ふれあい サロン

とても便利な

投稿&クロスワードで
オリジナル3色ボールペン&
シャープペンシルを
プレゼント!

問 アルファベットを順番に並べると、何という言葉になるでしょう?

1		2		3	4	5
		F				
6	7			8		
	I				K	
9			10			
G			D			
	11	12		13		
		A				
14		15		16		17
		E				B
18	19			20		
	J				H	
21						
			C			

♀ たてのカギ

- ① 月が出ていて明るい夜
- ② 明石の玉子焼きの中に入っています
- ③ カラフルな絵を描くための道具
- ④ 一、十、百、千、万、億、兆の次
- ⑤ 魚へんに弱いと書く魚
- ⑦ ____とフォークでステーキを食べる
- ⑩ 大阪や京都に住む人
- ⑫ ボクシングの試合の区切り
- ⑬ 間違って発送してしまうこと
- ⑭ 直方体の体積=タテ×ヨコ×____
- ⑰ ニワトリの頭についています
- ⑲ 予防____ 水平____ 播但____
- ⑳ コシヒカリもキヌヒカリもヒノヒカリも



♂ よこのカギ

- ② 直線によって囲まれた図形
- ⑥ もちなどにつけて食べる大豆の粉
- ⑧ 平成の次の元号
- ⑨ 日が暮れたばかりの時間帯
- ⑩ 何かをさすけ与えること
- ⑪ 片足だけで立つことの多いピンク色の水鳥
- ⑮ 使い果たしたり天に任せたり
- ⑯ 「内」の反対
- ⑱ 加古川は一級____です
- ⑳ 特に春に中国大陸から飛来します
- ㉑ 1年に3回収穫できることから、エンドウ豆をこう呼ぶことも

7・8月号の答え **ケンゼンナネットリヨウ**

読者からのお便り 7・8月号を読んで

ネットいじめは現代の大きな社会問題のひとつだと思います。SNSが普及した現代社会こそ、人と人との心のつながりや、相手を思いやる(人の気持ちを考える)人間らしさが、より一層求められると気付かされました。

(小野市 ゆりんごさん)

クロスワードの回答が「ケンゼンナネットリヨウ」でしたが、ネットの利用が広がっている現在は、「現実社会でダメなことはネット社会でもダメなこと」という視点で考える必要があります、そのために日頃からの人権の取り組みが大切だなと思いました。

(神戸市 クニさん)

「読者からのお便り」の投稿掲載者(令和6年11・12月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)とに、「オリジナル3色ボールペン&シャープペンシル」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。 ※投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。

応募方法

はがき、FAX、Eメールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

締め切り **令和6年10月15日(火)必着**

応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内(公財)兵庫県人権啓発協会 「きずな」ふれあいサロン係
TEL:078(242)5355/FAX:078(242)5360
Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp

*応募者および投稿者の個人情報は管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。



11/12
火

人権シンポジウム

(公財)兵庫県人権啓発協会では、令和5年度「人権に関する県民意識調査」の結果を受け、人権に関するシンポジウムを開催します。タイトルは「多様化する社会をどう生きるか 一県民意識調査の結果から」。 「子どもの人権」「インターネット上のいじめ・誹謗中傷」などの問題について提案およびパネルディスカッションを行います。

コーディネーター

五百住満さん(兵庫県人権教育研究協議会会長)

日時

令和6年 **11月12日(火)**
13時30分～16時(13時開場)

参加
無料

場所

兵庫県立のじぎく会館 大ホール
〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15

パネリスト

川西悦子さん(自立援助ホーム「若葉」施設長)
富永和典さん(兵庫県立舞子高等学校校長)
増井啓太さん(追手門学院大学心理学部心理学科准教授)

申込方法

ハガキ、FAX、インターネットで受付。
名前、電話番号、Eメール、配慮事項のほか、「シンポジウム参加希望」と明記の上、下記までご連絡ください。

[締切]

11月1日(金)必着

[申込先]

〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15
県立のじぎく会館内 (公財)兵庫県人権啓発協会 啓発・研究部
FAX / 078-242-5360
MAIL / info@hyogo-jinken.or.jp



こちらからも
お申込できます。

※当日のもようは後日YouTubeにて配信予定です。

※その他のイベント情報は、当協会ホームページ「研修会・イベント情報」をご覧ください

INFORMATION

ひょうご人権ジャーナルきずな 「読者アンケート」ご協力のお願い

「ひょうご人権ジャーナルきずな」をよりよい人権情報誌にするため、アンケートを実施しています。アンケートは協会ホームページの新着情報、二次元コードから直接アンケートフォームへアクセスしてご回答ください。
ご協力をよろしくお願いいたします。

読者アンケートフォーム

回答期限

9月13日(金)～10月15日(火)

兵庫県人権啓発協会
新着情報に掲載しています。

アンケートは
こちらから



兵庫県LGBT電話相談

ご本人、ご家族、ご友人、教員の方など
どなたでも相談できます

電話番号 **050-3637-7521**

相談料 無料
(ただし、電話の通話料は
かかります)

受付時間 土曜日18時～21時

内容 性的指向、性自認、性表現、
SOGIハラなど



谷五郎の 笑って暮らそう



ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」は4月から放送日が変わり、毎週日曜日10:00～11:35の11:25頃から。「ハートフル・フィーリング」のコーナーで「きずな」の記事の紹介や寄稿者へのインタビュー等を発信します。

HALF TIME

号の記事に関連した人権クエスチョンを表紙で取り上げています。

今回の表紙は播磨地域。砥峰高原のススキが一面に広がる景色は圧巻で、秋を満喫するのにぴったりです。

性的マイノリティやLGBTと呼ばれる人について「多少は知っている、聞いたことがある」人は93%*。

2023年6月に法律が施行されたこともあり、その言葉や存在は徐々に浸透してきています。しかし、それでも差別は残っているのが現状です。性のあり方にとらわれず、一人ひとりが自分らしく生きられる社会にしていきたいですね。

※出典:「令和元年度 職場におけるダイバーシティ推進事業報告書」

「きずな」は、当協会ホームページからも
ご覧になれます。



兵庫県人権啓発協会

兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内
TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 info@hyogo-jinken.or.jp